

世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例

世田谷区区民健康村条例（昭和60年11月世田谷区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条第3項中「利用料金」の次に「及び第20条に規定するキャンセル料」を加える。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（キャンセル料）

第20条 利用者は、その利用の申請を撤回するときは、速やかに指定管理者へ連絡し、別表第3に定めるキャンセル料を納付しなければならない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、キャンセル料の納付を免除することができる。

2 利用者が、前項の規定による利用の申請の撤回をすることなく、当該承認に係る区民健康村の施設の利用をしなかったときは、当該施設の利用予定日の当日に同項の規定による撤回をしたものとみなす。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第20条関係）

区分	撤回した日	キャンセル料
宿泊施設	利用予定日の3日以上前	0円
	利用予定日の2日前まで	納付すべき利用料金の3割に相当する額
	利用予定日の1日前の、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める時間まで	納付すべき利用料金の5割に相当する額
	利用予定日の1日前の、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める時間以後	納付すべき利用料金の10割に相当する額
食事	利用予定日の1日前の、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める時間まで	0円
	利用予定日の1日前の、あらかじめ区長の承認を得て指定	納付すべき利用料金の10割に相当する額

	管理者が定める時間以後	
--	-------------	--

備考 10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第20条及び別表第3の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の令和9年4月1日以後の利用に係る申請の撤回について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る申請の撤回及び施行日以後に利用の申請をした者の令和9年4月1日前の利用に係る申請の撤回については、なお従前の例による。